**平成３０年（フ）第１０２号**
横浜市栄区長沼町392、商業登記簿上の本店所在地横浜市栄区飯島町314－３ダイアパレスワンダースケープ820号室
破産者　システムジャパン速水有限会社
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第１６２５号**
愛知県海部郡大治町砂子八ノ坪1413
破産者　有限会社プロフィット
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第１７７２号**
名古屋市中区錦３丁目９番34号
破産者　株式会社カクライ
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成３０年（フ）第３０号**
神戸市北区鳴子１丁目13番地の８
破産者　有限会社橋口塗装店
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成３０年（フ）第３８号**
神戸市灘区箕岡通３丁目３番25号201
破産者　有限会社サカシタトレーダース
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第１５３号**
奈良市松陽台４丁目27－３－107
破産者　有限会社ライズ
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

**平成２９年（フ）第５１８号**
岡山市北区表町１丁目３番27号
破産者　有限会社ジュピターコーポレーション
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第１３１号**
千葉県東金市南上宿26番地４　ＪＡＩＲＯ東金405
破産者　三浦由喜男
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**平成２９年（フ）第２５３４号**
横浜市神奈川区沢渡１番地の１
破産者　ライズ株式会社
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成３０年（フ）第１５９号**
横浜市都筑区中川中央１丁目23番16号ボヌールＢＬＤ301
破産者　株式会社Ｊ．Ｓ．Ｃｉｔｙ
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第２３８号**
石川県かほく市外日角ニ71番地１
破産者　株式会社ピュアジャパン
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第１８８号**
静岡県富士市大野新田709番地の９　グリーンハイツ遠藤207号、開始決定時の住所静岡県富士市大淵2320番地の１　レジデンスＢＩＳＹＯ　102号
破産者　被相続人亡澁谷一相続財産
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

**平成２９年（フ）第５３８号**
静岡県浜松市中区高丘北３丁目14番２号
破産者　株式会社学びエンターテイメント
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２９年（フ）第４５号**
三重県度会郡大紀町阿曽字藤ケ野1946番、住民票上の住所三重県度会郡大紀町阿曽2042番地２
破産者　本田のぶ子
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

## 破産手続廃止及び免責許可決定

**平成２９年（フ）第３５９号**
神奈川県伊勢原市八幡台１丁目６番地の３公1016号
破産者　今井　美和
1　決定年月日　平成30年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２９年（フ）第２３７号**
奈良市西大寺赤田町２丁目１番４－Ｅ６号
破産者　マリーマリーこと川元一人こと　川元策史
1　決定年月日　平成30年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

**平成２９年（フ）第６８号**
岡山県倉敷市玉島１丁目２番34－１号、開始決定時の住所岡山県倉敷市玉島中央町１丁目３番14号
破産者　原田チエ子
1　決定年月日　平成30年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２９年（フ）第２２７号**
岡山県倉敷市連島中央４丁目11番28号　グレースエントピア107
破産者　仲山　之弘
1　決定年月日　平成30年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２９年（フ）第２４６号**
岡山県倉敷市三田106　メゾン21Ａ棟101号室、住民票上の住所岡山県倉敷市西富井1300番地１　富井フォートレス403号
破産者　柴倉　直子
1　決定年月日　平成30年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係